（法第２８条第１項関係「事業の報告書」）

令和4年度事業報告書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人Hoot Sports Academy

１　事業の成果

　令和4年度のスポーツクラブ運営に関する事業内容は前年度に引き続き「幼児から小学生を対象としたサッカースクール」、「親子サッカースクール」、「中学生対象のサッカーチーム」であった。中学生サッカーチームの遠征・合宿は感染対策に注意し実施できたが、コロナの影響でその他の活動は比較的自粛傾向の内容となった。

　また、スポーツ教室の継続事業である精華町立の3保育所での在園児対象の「体育あそび」、精華町子育て支援センター事業の「就学前親子の運動教室」は活動内容に制限はあったもののコロナ禍前の活動回数に戻り改善をした。中学生を対象としたサッカー大会の運営も継続実施したが、こちらは新型コロナウイルスの影響をまだ引きずることとなり参加チーム数に影響があった。

　昨年度よりは新型コロナウイルスの感染状況の影響を受けることは少なくなったが、依然としてコロナ禍前の活動には戻ることができなかった。

２　事業の実施に関する事項

　(1) 特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事　業　内　容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人　　　数 | 支出額(千円) |
| スポーツクラブ運営に関する事業 | 幼児から小学生を対象としたサッカースクール、親子サッカースクール、中学生対象のサッカーチーム | 令和4年4月1日〜令和5年3月31日 | 相楽郡精華町、木津川市 | 4人 | 相楽郡精華町、木津川市、及び、周辺地域の住民約100人 | 7,270 |
| スポーツ大会、スポーツ教室の開催に関する事業 | 精華町立の3保育所での「体育あそび」、精華町の子育て支援センターの事業にて「就学前親子の運動教室」 | 令和4年4月1日〜令和5年3月31日 | 相楽郡精華町 | 2人 | 相楽郡精華町住民約400人 | 279 |
| 中学生を対象としたサッカー大会の運営 | 令和4年12月 | 京都府 | 2人 | 中学生約300人 |